

協議第9号

**農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）**

大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市における農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、別紙資料に基づき協議に付する。

平成15年10月27日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現況

	大平町	岩舟町	藤岡町	計
委員数	20 人	22 人	24 人	66 人
選挙委員	15 人	17 人	20 人	52 人
選任委員	5 人	5 人	4 人	14 人
A 議会推薦	3 人	3 人	2 人	8 人
B 農業協同組合推薦	1 人	1 人	1 人	3 人
C 農業共済組合推薦	1 人	1 人	1 人	3 人
任期	平成 14 年 7 月 20 日から 平成 17 年 7 月 19 日まで	平成 14 年 7 月 20 日から 平成 17 年 7 月 19 日まで	平成 14 年 7 月 20 日から 平成 17 年 7 月 19 日まで	
委員報酬（年額）	会長 365,000 円 会長職務代理 315,000 円 委員 270,000 円	会長 401,000 円 会長職務代理 316,500 円 委員 288,500 円	会長 456,000 円 会長職務代理 408,000 円 委員 360,000 円	
区域面積（ha） 1	3,980	4,674	6,045	14,699
農地面積（ha） 2	1,627.57	1,314.36	1,739.55	4,681.48
農家戸数（戸） 2	1,068	1,165	1,414	3,647

1 平成 14 年 全国都道府県市区町村別面積調（平成 14 年 10 月 1 日現在）

2 2000 年世界農林業センサス（平成 12 年 2 月 1 日現在）

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容			

市町村合併に伴う農業委員会の取扱い（新設合併の場合）

区分		選挙委員			選任委員	要件等	根拠法令	
		選出方法等	定数	任期				
新市に1つの農業委員会を置く場合	原則	新たに選挙	条例で定める数（30人以下）	3年	新たに選任		農委法第3条第1項	
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を越えるときは、選挙委員全員で互選	協議により80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任		農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項第1号及び第2項	
新市に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること	農委法第3条第2項
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を越えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること	農委法第3条第2項 合併特例法第8条第3項
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	従前の定数	従前の各委員会の委員の在任期間	従前の町の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること	農委法第3条第2項 農委法第34条第1項

大平町・岩舟町・藤岡町の合併の場合、要件を満たさないため新市に1つの農業委員会を置くことになります。選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」が必要となります。